

基準外支給事例について

1 基準外支給について

要綱に定める支給基準等では、支給対象にならない事案について、労働局長が、やむを得ない事情により必要があると認められる場合は、本省協議を経て、支給を行う。

義肢等補装具費支給要綱

5 基準外支給

所轄局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、別途定めるところにより、2の支給種目の範囲内において、3の支給基準及び4の修理基準並びに8の支給手続きに基づかない購入費用又は修理費用の支給をすることができる。

ただし、本要綱に定める支給基準及び修理基準並びに支給の手続きでは、必要最小限の目的すら達せられない場合に限り認められるものである。

2 検討趣旨

基準外支給は要綱に定めている要件に該当しないものの、個別判断で支給対象とするものである。

本省協議としているのは、全国斉一の運用を行うとともに、本省がその情報を集約するためである。

本省協議を経て、支給対象となった事案のうち、今後とも一定数の申請がみこまれ、かつ類型化や要件化等が可能なものについては、迅速な義肢等補装具の支給の観点から、本省協議を経ずに承認が可能となるよう、要綱に基準を示す等の見直しを図る必要がある。

3 基準外支給の実績について

(1) 年度別申請・支給決定数

年 度	申 請 数	支 給 決 定 数
19	※8件	※8件
20	6件	6件
21	3件	3件
22	11件	11件
23	3件	3件
合計	31件	31件

※ 平成19年度については、別途7件の申請・支給決定が行われている。

これは、車いすの付属品に係る支給申請であるが、平成20年度より、基準の付属品の項目を追加する措置を講じており、以降は、基準外支給申請の必要がなくなったところである。

(2) 事例別件数について

種目	対象者要件	支給品目要件	合計
車いす	3件	1件	4件
電動車いす	1件	5件	6件
歩行補助つえ	3件	—	3件
介助用リフター	—	2件	2件
ギャッチベッド	—	3件	3件
その他	4件	9件	13件
合計	11件	20件	31件

4 対象者要件により協議があった事例と問題点等
表記中、《 》は障害等級、()は申請年度と整理番号

(1) 車いす (3件)

要件：両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの

事例：

- ① 【片半身の用を全廃】脳挫傷による片麻痺で、健側下肢に力が入らず自力での立位を保つことが困難《第2級2号の2》(20-5)
- ② 【片下肢を亡失】左下肢大腿部骨折・左手関節及び手指用廃により義足の装着及び松葉づえの使用が困難《第1級の9》(22-2)
- ③ 【片半身の用を全廃】左半身の完全麻痺により、下肢装具の装着及び松葉づえの使用が困難《第2級2号の2》(23-3)

問題点：

要綱上は支給対象となっていない、片下肢のみの用廃又は亡失であるが、上肢の障害等により義足・下肢装具の使用が不可能な方等について、真に車いすの支給が必要な場合は、本省協議を経ずに支給対象とすべきではないか

見直す場合の対応案：

- ・ 片下肢の用を全廃又は亡失したのみであるが、上肢の障害等により義足・下肢装具の使用が不可能な方も対象とする。

※要綱上支給対象となり得る障害等級は4級以上となっている（第4級の7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの）ことから、片下肢の用廃又は亡失であっても、他の部位の障害等により、障害等級4級以上の者であって、義足・下肢装具、歩行補助つえが使用できない又はこれらを使用しても歩行が不可能な者は対象とすべきではないか。

(2) 電動車いす (1件)

要件：両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難であると認められるもの

事例：

- 【片半身の用を全廃】左半身が片麻痺で、右半身は非労災事由により筋力が低下しているため、自力歩行も右手による車いす操作も困難《第1級3号》(19-3)

問題点

要綱上は支給対象となっていない、片麻痺の方について、真に電動車いすの支給が必要な方については、本省協議を経ずに支給対象とすべきではないか

見直す場合の対応案

- ・ 四肢全ての用を全廃又は亡失した場合以外であっても、片麻痺等で、電動車いす以外の方法では、移動ができない方も対象とする。
※要綱上支給対象となり得る障害等級は1級となっている（「第2級の2 両上肢を手関節以上で失ったもの」、「第4級の7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの」 併合第1級）ことから、片下肢の用廃又は亡失であっても、他の部位の障害等により、障害等級1級の者であって、義足・下肢装具、歩行補助つえが使用できない又はこれらを使用しても歩行ができず、車いすの使用も困難な者は対象とすべきではないか。

(3) 歩行補助つえ（松葉づえ）（3件）

要件：下肢の全部又は一部を亡失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足・下肢装具の使用が可能である場合

1人につき1本を支給。ただし、両下肢に障害がある場合には、必要に応じて2本を支給。

事例：

- ① 【障害等級非該当】両踵骨骨折により11級の障害認定を受けている方であるが、両足の踵部と足底に疼痛を有し、独歩が困難なため松葉づえを2本支給《準用11級》(19-4)
- ② 【片下肢の用を廃した者への複数支給】右股関節用廃、右膝関節機能障害及び右下肢短縮の方で、1本では歩行が困難なため松葉づえを2本支給《準用6級》(22-3)
- ③ 【片下肢切断者への複数支給】左下腿切断であるが断端部の問題から症状固定後も当分の間義足の装着ができず、1本では歩行が困難なため松葉づえを2本支給《第5級の3》(23-2)

問題点：

原則として1本支給となっている、取扱いが妥当か。

見直す場合の対応案：

- ・ 自立支援法の取扱いに準じ、「松葉づえ」については、2本支給を原則とする。

以下については、本省協議が1事例であることから、当面、個別協議による対応で十分ではないか。

(4) 眼鏡 (1件)

要件：1障害につき1個

事例：

- 【複数支給】眼の調節機能が全くなく、遠視用及び近視用の眼鏡が必要な方に対し、遠近両用眼鏡を使用すると屈折矯正による頭痛が生じることから使用できないため、遠視用及び近視用を各1つずつ支給(21-1)

(5) 下肢装具 (1件)

要件：1障害部位につき2本

事例：

- 【3本目支給】右足関節内反変形により、既に2本支給済みだが、就寝時矯正保持目的に3本目が必要(22-4)

(6) 体幹装具 (1件)

要件：せき柱に荷重障害を残す(8級以上) こと

事例：

- 【せき柱障害非該当】せき柱の荷重機能の障害として認定は受けていないが、左大腿骨骨折後の短縮と内反変形により、股装具や靴型装具を使用しても不安定歩行となり、せき柱への負担大(22-10)

(7) 重度障害者用意思伝達装置 (1件)

要件：両上下肢用廃又は両上下肢亡失し、かつ、言語機能を廃した場合

事例：

- 【言語機能を廃していない】発声が弱く相手に十分に伝えられない失声の状態(22-8)

【参考】

支給品目要件（基準外種目）により基準外支給の協議があった（20件）

既に、個別協議を踏まえ、取扱いを改め、基準化を図ったり、本省協議を不要としているものもある。今後とも、こうした取扱いにより、適宜の改定を行っていくことで十分と考えている。

ア 車いす（2件）

- ①足底裏革(19-5)
- ②車輪交換（申請人の身体要件から、基準外車輪へ交換）(22-9)

イ 電動車いす（5件）

- ①米国製（申請人の身体要件から、基準外支給）(20-1)
- ②ティルト式車いす（本件を踏まえ21年度から支給基準に追加）、チンコントローラー（20-4）
- ③顎及び頭部による操作機能装置(19-7)、(20-6)
- ④多機能電動車いす（電動リクライニング・ティルト・リフト・フット機能全て）(22-6)

ウ ギャッチベッド（3件）

- ①修理（修理基準が無いため個別協議）(19-8)(20-2)(22-11)
（協議案件を踏まえ、22年に基準外協議を経ることなく各局の判断で承認可能とした。）

エ 眼鏡（2件）

- ①プリズム付き矯正眼鏡(19-12)
- ②虹彩付コンタクトレンズ(19-15)

オ 義手（1件）

- ①カップ式手先具(19-14)

カ 義足（2件）

- ①小児用部品（申請者の身体状況によるもの）(22-1)
- ②シリコンキャップ(23-1)

- キ 床ずれ防止用敷ふとん（１件）
 - ①基準外素材品(20-3)

- ク 介助用リフター（２件）
 - ①電動式介助用リフター（電動は基準外）(21-2)
 - ②修理（修理基準が無いための個別協議）(22-7)

- ケ ストマ装具（１件）
 - ①基準外付属品（リムーバー）(21-3)

- コ 収尿器（１件）
 - ①自動収尿器（自動は基準外）(22-5)